

不	祥	事	報	道	が	さ	れ	た	場
合	に	「	ウ	ソ	を	つ	か	な	い
経	営	」	を	訴	え	る	難	し	さ

特集

「ウソ」は、不祥事を招き、また、不祥事に拍車をかける。そればかりか、一旦不祥事と決め付けられたら、世間では、何を言っても、「ウソ」と片付けられかねない。

「ウソ」は、不祥事を招き、また、不祥事に拍車をかける。そればかりか、一旦不祥事と決め付けられたら、世間では、何を言っても、「ウソ」と片付けられかねない。

出来事の一人歩き

雪印乳業の集団食中毒事件を発端とする厳しい経営の中、利益優先に走った系列の雪印食品は雪印牛肉偽装事件を引き起こし、発覚後わずか3か月後に解散した。しかし、拍車は止まらず、連結売上高1兆円を超えていた雪印企業グループ全体が、解体・再編を余儀なくされた。

不祥事報道があると真偽を問わず有罪の推定が働く
糾弾の対象は、不祥事が真実で

ある出来事が一人歩きして、何倍にも増幅したマイナス評価となり、止めることができなくなる。ことがある。そして、その原動力となるのは「目に見えない大衆の声」であることを押さえておかなければならない。

大きなプラス評価に転じた真逆の例と対比すると一層際立つ。テレビ通販のジャパネットたかたの事例は、不祥事をテコに企業イメージを向上させた適例だ。同社は、平成16年に51万人分の顧客リストを流出させた。その結果、平成15年度に705億円だった売り上げが663億円にまで落ち込んだ。

しかし事件後、テレビや新聞で謝罪を繰り返す、消費者に適切な対応をしたことが評価され、平成22年度の売り上げは事件前をしのぐ1759億円に達している。

北海道銘菓「白い恋人」で有名な石屋製菓の賞味期限改ざん問題も、雪印企業グループに続く北海道の食品メーカーによる不祥事であったが、役員刷新、消費者に適切な対応を繰り返す、「北海道ブランド」のイメージを的確に操作し、事態を巧妙に切り抜けた例だ。

ある場合に限られない。不祥事報道があれば、その真偽に関わらず、世論はマイナスイメージを持つ。「有罪の推定」が働き、報道された対象者らは、徹底した打撃を受ける。企業の場合、「ウソをつかない経営」をしていることを訴えても、聞き入れては貰えない事態に陥る。

平成8年6月のある日、札幌市議会議員が私の事務所を訪れた。北海道では全国紙を凌ぐ発行部数を誇る北海道新聞に「札幌市議が出店工作か」の見出しで、同議員のパチンコ店出店に関わる金銭疑惑が報じられた。

どこに事情説明に行っても「道新がウソを書くわけではない」「記事がウソだというのなら、証明しろ」などと責め立てられると、憔悴しきっておられた。一旦、有罪推定が働くと、自ら説明責任を果たそうにも、世間に対し弁解すること自体が許されない。

金銭をもらった事実がないのだからこそ、証拠を示すことなどできるはずもない。事実がなかったことを証明することは、そもそも不可能に近い。事実があった可能性を全て否定し尽くさなければならぬ。困難を強いられるという意味で「悪魔の証明」と呼ばれる。

1ヶ月足らずで北海道新聞に対

する名誉毀損の訴えを提起した。2年半余りの闘いの結果、裁判所は200万円の賠償を命じた(札幌地裁平成11年3月1日判決・判例タイムズ1047号215頁)。当時、名誉毀損に対する慰謝料は著しく低額であり、100万円が裁判例の相場であるといわれていたが、その2倍の金額が認めされた。

「パチンコ疑惑報道」忍従二年半札幌市議員井益が道新に全面勝訴」なども報道された。タイミングよく訴えを提訴したことで、疑惑も比較的早期に晴れつつあったが、判決が言い渡された時点で同議員の名誉は完全に回復された。

同議員は、人工透析をしながらも訴訟を闘い続け、その間、選挙も勝ち抜き7期にわたり札幌市議会議員を務めた。しかし、判決後間もなく引退し、その後2年半余りで亡くなられた。67歳であった。札幌市政に投入するはずであった精魂を、名誉回復のための訴訟にすつかり使い果たしてしまったというほかない。

個人の事例を紹介したが、企業の場合も同様だ。不祥事案を報道された場合、経営者を始め、担当者らは、心労その他の重圧の中に置かれる。被害は子どものイジメなど家族にまで及ぶ。センター

前田尚一法律事務所(札幌)



前田尚一(まえだ・しょういち)
前田尚一法律事務所(札幌)代表。弁護士。北海道大学法学部卒業。企業法務に関する主な取扱い分野は労働問題・労働審判、民事再生・会社破産等。札幌鉄道病院 倫理委員会・臨床研究審査委員会各委員など北海道地に密着した活動を行う。

シヨナルな報道に風評被害はつきものだ。

ここではマスコミを糾弾するた
め実例を挙げたのではない。不祥
事と決め付けられ、一人歩きし
すと、正直に説明責任を果たすこ
とさえも許されなくなるというこ
との認識が必要だ。「ウソをつか
ない」ということだけでなく、
「ウソをついた」と疑われな
いことにも配慮しなければならない。

事実の誇大化、歪曲

前述のパチンコ疑惑報道のよう
に事実無根であるという場合は稀
であるとしても、報道内容が、誇
大化、歪曲されたものであるとい
うべき場合は、少なくない。
マスコミに大きく取り上げられ
た雪印乳業の社長発言も、ほんの
一コマを切り取って報道されたも
のだったといわれている。徹夜の
会議を終えた朝、会議室から出た
途端の記者の質問に当初無言で対
応したところ、記者から、「寝て
いないで、待ってたんだ。何か、
話をしろ！」と言われ、うっかり
発した発言が、「そんなこと言っ
たってねえ、わたしは寝ていない
んだよ！」だったというのが実際
のようである。

私自身も似た経験がある。
完全に有罪と決め付けられてい
る。

と思わざるを得ない」と。

ところで、上記事件の関連事件
で、「暴行事実の認定につき、客
観的証拠がない上、行為者が全
面的にこれを否定しているの
認定は、行為者が犯罪者とされ
るにも等しいから、目撃証言等
について慎重な吟味がなされな
ければならないのに、それが十分
ではない」と主張した。

しかし、上記札幌高裁は、「民
事訴訟手続の立証は、必ずしも刑
事訴訟手続における立証のよう
に、合理的な疑いを差し挟まない
程度まで要求されているわけでは
なく、証拠の優越で足りるとされ
ている」、「証言の具体性は、一
般にその信用性を高めるといえる
などといった理由も加えて、この
主張を排斥した（札幌高裁平成20
年2月22日判決・公刊物未登載）
要するに、裁判所自身も、訴訟
ルール限りでの結果であることを
吐露しているのだ。

しかし、裁判所自体がこのよう
に割り切って判断しているなどと
は、世間は思いもしない。

訴訟を真実を認めてもらうため
の方法には工夫が必要だ。
うまくツボにはまった事件もあ
る。

北海道の住民である原告らが、
北海道A支庁における農業土木工
事において談合が行われていたと

た事件で、地元の某テレビ局から、
当方の説明も客観的に報道したい
と個別取材の申入れがあった。孤
軍奮闘の状況にあったので、飛び
つき、責任者とともに取材に応じ
た

しかし、報道されていない実情
に触れ説明した部分がすべてカッ
トされ、最後に礼儀として世間を
騒がせる事態となったことを詫び
た部分が、冒頭の巧みなナレーシ
ョン、風景画像とつなぎ合わされ、
それまで報道されていた疑惑を認
めたうえでの謝罪であるとも見ら
れかねない映像として放映され
た。

以来、マスコミ対応では、理不
尽な報道内容とされないための仕
組みを考え、殊更慎重な対応をす
るようになった。

裁判で真実を認めてもらえるか

訴訟は真実を認めてもらえる方
法であろうか。必ずしもそうとは
限らないのが実際だ。裁判官が偏
った独自の考えに囚われて判断す
ると、実態が歪曲されてしまう。

特別養護老人ホームの入所者に
対し虐待行為が行われているとの
新聞記事が施設の職員からの情報
提供などにより掲載された。虐待
行為をしたとされる職員は一貫し
して、受注をした会社と北海道知
事らに対し、地方自治法に基づい
て北海道に代位して損害の賠償を
求めた事案だ。

原告は、談合による道の損害額
を工事予定価格の総額の10%に当
たる7850万円であると主張し
た。裁判例、学説には、請負契約
金額の10%を基準とするものが多
い。私は会社を代理したが、会社
の担当者に実情を明らかにする資
料を作成してもらって証拠として
提出し、書面にまとめ主張をした
ところ、裁判所は、当方の主張・
立証を容れ、判決で「総合的に考
慮して5%が相当」との判断を示
した（札幌地裁平成19年1月19日
判決・裁判所HP）。

賠償額が半分となるということ
は、支払が半分になっただけでは
なく、世間に、一般の例に比べて
非難されるべき度合いが少ないこ
とをイメージしてもらえらること
になったろう。

おわりに

もつぱら不祥事報道がされた場
合について述べてきた。

不祥事報道がされた場合、誤報
であれば正さなければならぬ
し、不祥事があったとしても、取
るべき責任はその程度に止めたも
のであるべきだから、常に全面的

て否認し続け、職員が目撃証言も
矛盾する点もあり、何よりも暴行
の痕跡があったとの確たる記録も
なく、後に公表された札幌市の調
査結果においても、個別の虐待事
例については証拠等により特定す
るに至らなかったとされた。

施設としては、どうしても虐待
行為が行われたと確認することが
できなかった。そこで、施設を設
置経営する法人が、新聞社らに加
え、職員らに対しても、損害賠償
請求訴訟を提起した。

これに対し、職員らは、法人の
被用者が職員らに対し数々の嫌が
らせ行為をした上に上記訴訟を提
起したことが不法行為に当たると
して反訴を提起した。

第一審は反訴を棄却したが、控
訴審である札幌高裁は、上記訴訟
を不当訴訟と決め付け、反訴請求
をそのまま認容したのだ（札幌高
裁平成20年5月16日判決）。

上告受理申立をしたところ、さ
すがに最高裁は、上記訴訟提起は
違法な行為とはいえないとして、
札幌高裁判決を破棄した（最高裁
平成21年10月23日第二小法廷判
決・最高裁判所裁判集民事232
号127頁・裁判所時報1494
号303頁・判例タイムズ131
3号115頁・判例時報2063
号6頁）

法人の代理人である私は、申立

懺悔に感じなければならぬとい
うものでないことも当然だ。

しかし、一旦不祥事報道がされ
ると、もはや、周囲をコントロール
することができなくなる。その
場面で、一問一答の特効薬などは
ない。「ウソをつかない経営」を
確立するために、日々、一般にい
われている方法で対応しておくこ
と以外に、事が起きたときのため
に用意しておくべき有効策は考え
にくい。

有効策は、個別対応しかあり得

ての理由中で、判例違反を始めと
する理論的理由に加え、感情的な
判断としか思えない裁判所の判断
を捉え、次のとおり主張した。

「…そうであるにもかかわらず、
申立人の訴え提起を、『…権
利の存在につきわずかな調査をし
さえすれば理由のないことを知り
得た』などと説示するのは、申立
人が、突如起こった虐待疑惑の中
で右往左往しながら、素人で稚拙
ながらも何とか真実を確認しよう
と努力してきたことに一顧だにせ
ずに無視するものにほかならず、
独断的な判断というほかはない。高
等裁判所民事部が2箇所しかない
高裁管内においては、上記のよう
な判断が、裁判官、殊に裁判長の
考え・個性によつて安易にされれ
ば、管内での控訴提起が萎縮抑制
され、裁判制度の自由な利用が著
しく阻害される結果となりかねな
い。なお、原審で取り調べられた
A施設長の証言中には、確かに思
い込み甚だしいと評価されてもや
むを得ないものもあるが、それは、
事実そのものではなく、判断過程
意見に関わる部分であつて、原判
決中に、敢えてA施設長の供述を
基に纏々事実認定をする一項を設
けて、申立人に不利な結論を導く
材料とするまでもないと考えら
れ、申立人の立場としては、A施
設長の証言態度に対する過剰反応

ない。事案を客観的に把握したう
え、その場で案件の特性を嗅ぎ分
け、押さえるべきピンポイントを
見つけ出しながら、緻密に対応し
ていくほかないのが実情だ。

ただ、担当した案件にかぎって
いえば、多くの場合、事案毎に相
応の対応をすれば、切り抜けるこ
とができたという実感はある。

